

**放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条、第三十条及び
第三十一条の一部を改正する省令案の概要**

1. 背景

① 放射性物質汚染対処特措法第 23 条において、廃棄物処理法が適用される廃棄物であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものを特定一般廃棄物・特定産業廃棄物と定義している。8,000 Bq/kg を超える廃棄物は指定廃棄物に該当し、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物には該当しないため、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射能濃度としては 8,000 Bq/kg 以下が想定される。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の具体的な要件は、放射性物質汚染対処特措法施行規則第 28 条・第 30 条において規定されており、その概要は図 1 のとおりである。

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
(1)水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○
(2)イ 公共下水道及び流域下水道 (焼却設備を用いて焼却したものを 排出する施設)	焼却したもの				○	○	○	○	○	○	○	○	
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道 (脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥				○		○						
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○
(4)一般廃棄物処理施設及び産業 廃棄物処理施設である焼却施設	ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○								
—	廃稲わら	(地域限定なし)											
—	廃堆肥	(地域限定なし)											
—	除染廃棄物	(除染実施区域内)											
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物 の処理物	(地域限定なし)											

図 1 現行の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件

② 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理には、放射性物質汚染対処特措法第 23 条の規定により、廃棄物処理法に基づく処理基準のほか、特別処理基準が適用される。また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理を行う中間処理施設・最終処分場については、放射性物質汚染対処特措法第 24 条の規定により、廃棄物処理法に基づく維持管理基準のほか、特別維持管理基準が適用される。

③ これは、安全評価により、事故由来放射性物質（セシウム 134・137）の放射能濃度の合計が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが可能であると考えられるが、廃棄物処理法に基づく通常の基準に加えて、入念的に、事故由来放射性物質による汚染に対処

するための特別な基準を適用することにより、より一層の安全確保を図ろうとするものである。

- ④ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件は、放射性物質汚染対処特措法施行規則制定前に得られた廃棄物の事故由来放射性物質の放射能濃度に関する調査結果等を基に、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物が多量に排出されるおそれのある地域を廃棄物の種類ごとに特定して設定している。

具体的には、原則として、事故由来放射性物質の放射能濃度が 6,400Bq/kg を超える廃棄物が過去に排出された地域を都道府県単位で特定している。当初、廃棄物の事故由来放射性物質の放射能濃度等のデータに限りがあったため、安全側に立って広範な地域が対象となっている。

- ⑤ 今般、放射性物質汚染対処特措法施行規則制定後に得られた追加的な知見に基づき、対象地域等を見直し、規制の合理化を図ることとしたい。

2. 要件見直しの考え方（案）

- ① 放射性物質汚染対処特措法施行規則制定後に得られた追加的な知見を踏まえ、事故由来放射性物質の放射能濃度が 6,400Bq/kg を超える廃棄物が排出されておらず、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる都道府県については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の対象地域から外すことを基本として、要件の見直しを行う。

- ② さらに、事故由来放射性物質の放射能濃度が 6,400Bq/kg を超える廃棄物が排出されておらず、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる特定の構造の施設¹・廃棄物の種類²についても、当該施設・廃棄物の種類を特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件から除外することとする。

¹分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設を想定。分流式下水道では、雨水を処理せず、汚水のみを処理するため、当該施設から生ずる廃棄物の放射能濃度は低い傾向にあり、放射性物質汚染対処特措法施行規則施行後に 6,400 Bq/kg 超のものが生じたことは確認されていない。

²天日乾燥以外の方式（機械等）により水道施設で生ずる脱水汚泥・乾燥汚泥を想定。宮城県・栃木県・群馬県において、放射性物質汚染対処特措法施行規則施行後に生じた 6,400 Bq/kg 超の乾燥汚泥は、いずれも天日乾燥のものである。これは、天日乾燥は機械による脱水・乾燥に比べて乾燥の期間が長く、昨年生じた汚泥が放射性物質汚染対処特措法施行規則施行後も乾燥汚泥として排出されているためと考えられる。

③ ただし、公共下水道及び流域下水道の流動床炉以外の焼却設備から生ずるばいじんについては放射性セシウムの溶出に関する知見が不足しており³、また、一般廃棄物・産業廃棄物の焼却施設から排出されるばいじんは、放射性セシウムの溶出率が高いという知見があるため、これらのばいじんの要件の見直しについては、慎重な対処が必要であると考えられる。

よって、これらのばいじんについては、今回は要件を見直さず、引き続き現行の要件を維持することとし、今後、さらに知見が得られた場合には、改めて要件の見直しを検討することとする。

凡例：□従来から要件外 ○要件から除外 ◻引き続き要件に該当（平成24年8月10日現在のデータに基づく）赤字は見直しによる変更箇所

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	都道府県	その他
(1)水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)		○		○	○	○	○	○	○	○		○		
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)		○		○	○	○	○	○	○	○		○		
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設) ^{※1}	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る)				○	○	○	○	○	○	○	○			
	流動床炉以外から生ずるばいじん				○	○	○	○	○	○	○	○			
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設) ^{※1}	脱水汚泥				○		○								
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○		
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○										
—	廃稲わら	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	廃堆肥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	除染廃棄物 ^{※2}	(除染実施区域内)													
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物 ^{※2}	(地域限定なし)													

※1 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は要件から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、溶出に関する知見が不足しているため、分流式下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含むものとする。

※2 除染廃棄物については、施行規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一廃・特定産廃の処理物についても、現行の規定を維持する。

図2 特定一廃・特定産廃要件見直し概要

³公共下水道及び流域下水道の流動床炉から生ずるばいじんについては、溶出率が極めて低いとの知見が得られていることから、焼却灰その他の燃え殻と同様に扱うこととする。

3. その他

- ① 水道施設、公共下水道及び流域下水道、工業用水道施設、廃棄物処理施設並びに集落排水施設に係る特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直しにおいては、放射性物質汚染対処特措法の完全施行日（平成24年1月1日）以降に排出された廃棄物に関する、環境大臣へ報告された放射能濃度の調査結果をもとに検討している。このため、これらの施設に係る特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直しは、完全施行日以降に排出された廃棄物を対象に適用することとする。

なお、廃稲わら及び廃堆肥に係る特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直しにおいては、完全施行日以降に排出されたものに関する調査結果だけでなく、完全施行日より前に排出された廃棄物に関する調査結果ももとにして検討している。このため、廃稲わら及び廃堆肥についての要件の見直しは、完全施行日以降に排出されたものだけでなく、完全施行日より前に排出された廃棄物についても適用の対象とする。

- ② 公共下水道及び流域下水道の流動床炉から生ずるばいじんについては、溶出率が極めて低いとの知見が得られていることから、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直しに係る放射性物質汚染対処特措法施行規則改正にあわせて、放射性物質汚染対処特措法施行規則第31条第3号ハに規定する雨水浸入防止措置の適用を除外する改正を行うこととする。

4. 今後の予定

平成24年10月頃を目途に公布し、速やかに施行する予定